

## 南あわじ市「学校部活動の地域移行」に関する Q&amp;A

今後の事業の進捗状況や国及び県の動向に応じて、変更する場合がありますので、予めご了承ください。

## I. 部活動地域連携移行について

Q. 質問	A. 答え
Q1:なぜ部活動を地域移行する必要があるのですか	<p>A1:中学校の部活動は、異年齢の交流を通して豊かな人間関係を築き、協調性や忍耐力を養い、体力や技能を向上させるなど、重要な役割を果たしてきました。しかし、少子化の影響で部活動の休部や廃部が増え、学校単独では試合に出られないケースも出てきており、学校単位での活動維持が難しくなっています。また、価値観の多様化により部活動に関連するトラブルも多く、教員の多忙な働き方や教員不足も深刻化しています。専門性や意思に関わらず教員が顧問を務める仕組みは限界に近づいています。</p> <p>そこで、南あわじ市では、令和10年度2学期から学校での部活動を終了し、生徒が地域の方々と活動する完全地域移行を実施します。この移行には様々な課題がありますが、将来にわたって子どもたちが主体的に活動を選び、多様な機会に参加できるように取り組んでまいります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。</p>
Q2:なぜ、令和10年度2学期から地域移行するのですか	<p>A2:南あわじ市では、子どもの数が令和11年を境にさらに減少していく見込みです。現状のまま学校ごとに部活動を続けると、休部や廃部が相次ぎ、混乱が長引く可能性があります。県や近畿の中体連大会の日程などを考慮し、令和7年度に入学する新中学1年生(現在の小学6年生)が部活動を引退するまでを概ね保証できる時期として、令和10年度2学期から完全地域移行を設定しました。</p> <p>※国などの動き</p> <p>国も教員の働き方改革などを踏まえ、部活動を学校単位から地域単位へと移行する方針を打ち出しています。令和4年度には「令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」というガイドラインを公表しています。さらに、令和6年12月には、スポーツ庁と文化庁の有識者会議で、学校運営の活動を地域全体で支える「地域展開」への名称変更が提案され、令和8年度から令和13年度を改革実行期間として、原則全ての学校部活動において地域展開を実現する方針が示されています。</p>
Q3:部活動はどのように変わるのか	<p>A3:スポーツ庁や文化庁の有識者会議では、次期中学校学習指導要領の改訂で部活動の見直しを提言しています。現在、部活動は教育課程外の活動ではあるが、「学校教育の一環」として位置づけられているため、「学校が必ず設置・運営し、教師が指導しなければならない」という誤解が生じています。部活動は段階的に地域に移行し、縮小していくと考えられます。今後は、地域指導者による地域クラブ活動となり、生徒は主体的に活動を選択し参加するようになります。</p>

Q4:教員は関与しなくなるのですか	A4:これまでのような「部活動の顧問」としての教員の関わりはなくなります。しかし、生徒への指導を希望する教員は、兼職兼業の許可を受けて地域クラブに参加できるよう制度を整える予定です。子どもたちのニーズは変化しており、活動時間帯もこれまでと異なるため、希望する教員には無理のない範囲で参画してもらいたいと考えています。
Q5:今ある中学校部活動を地域クラブが担うことになりますか	A5:現在の部活動がそのまま地域クラブに移行するわけではありません。スポーツや文化活動の指導に加え、多世代で趣味を楽しむ活動も含まれます。部活動の種目にとらわれず、生徒が主体的に選んで活動できる環境を整えていきます。
Q6:地域クラブは部活動の意義を継承していくのですか	A6:中学校の部活動は、異年齢交流、人間関係の構築、協調性、忍耐力、体力や技能の習得など、重要な役割を果たしてきました。しかし、少子化による学校単位での活動維持の困難さ、教員の多忙化、教員不足といった問題から、現在の部活動の仕組みは限界に近づいています。子どもたちや保護者のニーズも変化してきており、南あわじ市では部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応する形で、部活動に代わって地域クラブとして、子どもたちが多様な活動に参加できる機会を確保していきたいと考えています。
Q7:地域の方々にとって「地域移行」のメリットは何ですか	A7:部活動の地域移行は、学校周辺の地域だけで現在の部活動を全て引き受けるのではなく、地域全体で支える「地域展開」と捉えています。中学生が地域の方々と、地域の特性に応じた活動や伝統文化活動を一緒に楽しむことも含まれ、生涯スポーツ・文化活動の場として、多世代交流や地域の活性化につながることを期待できます。
Q8:教育面での「地域移行」のメリットは何ですか	A8:地域クラブへの移行は、中学生がこれまで与えられた枠の中で活動していた放課後や休日の時間を、学習、スポーツ、文化活動などを含め、自分で主体的に考え、判断するきっかけにしたいと考えています。学校としても生徒への多様な支援を充実させ、子どもたちの将来に役立つような活動を推進します。この取り組みが学校教育全体に貢献するよう努めます。

## 2.地域移行に係る経費（費用負担）及び支援等について

Q. 質問	A. 答え
Q9:家庭の経済状況によって、子ども達の経験に差が出るのではないですか	A9:教育委員会としては、市内社会体育施設や小中学校施設の使用料減免、活動備品の支援、大会への選手派遣補助金、文化・スポーツ担い手強化応援補助金など、地域クラブの負担を軽減するための様々な支援策を講じています。具体的には、大会出場時の交通費補助、イベント経費、活動備品購入費などの助成を行っています。地域クラブの負担軽減を通じて、各会費等の負担軽減につなげられるよう、今後も国の動向を踏まえながら支援策を検討していきます。
Q10:費用負担（指導者への謝金及び移動費の問題）についてはどのように考えますか。	A10:基本的には受益者負担となります。これまで部活動は、教員の献身的な指導により指導料が発生せず比較的低額で活動できていましたが、地域クラブでは所属するスポーツ団体等に会費を支払うため、部活動の部費と比べて金額が高くなることが予想されます。今後の支援については、国の補助制度も含めて検討していく必要があると考えています。

### 3.大会について

Q. 質問	A. 答え
Q11:大会に参加できるのですか。	A11:地域移行により創設された地域クラブは、兵庫県中学校体育連盟に申請し、認可されることで、南あわじ市中学校総合体育大会から全国中学校体育大会まで出場できます(令和7年現在)。ただし、大会の出場資格は各大会主催者の規定によって定められていますので、参加を検討している場合は、必ず大会の参加・運営に関する条件等をご確認ください。
Q12:部活動が地域移行していくのであれば、大会等はどうなっていますか。	A12:大会については、部活動顧問が協会や連盟の役員を兼ねている現状などから、全ての大会を地域に移行することは難しいと考えています。そのため、可能な競技や大会から段階的に地域移行を進めていくことになります。現在、各競技団体や中学校体育連盟の各競技専門部等と連携しながら検討を進めています。日本中体連が示すように、中体連主催の大会にスポーツクラブなどが参加することになれば、これまで通りの運営方法とは異なるものになると認識しています。
Q13:今まで中体連大会で先生方が運営してきたが、今後はどうなりますか。	A13:中体連の大会については、現行通り、先生方の協力のもとで運営していきます(令和7年現在)。しかし、今後、クラブチームのエントリーがあった場合には、運営方法について検討が必要になると考えています。

### 4.生徒について

Q. 質問	A. 答え
Q14:今、所属している部活動の種目を選択するのですか	A14:地域クラブ活動は部活動とは異なる活動です。自分が取り組みたい種目を自由に選択できます。例えば、今野球部に所属していても、卓球をやってみなければ卓球を選択できます。会場についても同様で、自分の学校とは違う会場を選ぶことができます。自分の意思を大切にして活動できるのが地域クラブ活動です。
Q15:競技志向ではない子どもたちが、このまま競技の継続をあきらめてしまうのではないですか。	A15:普及育成については、各競技団体でも検討が行われており、それぞれの競技において取り組んでいる状況です。少子化は待たないで、そのような状況の中で、子どもや保護者のニーズに応じた活動を提供し、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境整備が急務であると捉えています。
Q16:初心者でも活動できる活動がありますか。	A16:今後、地域クラブにアンケート調査や意見交換などを実施し、初心者の方が参加できるかについての情報提供を行ってまいります。
Q17:参加しなくてもいいのですか。	A17:地域クラブ活動は、生徒の自由意思に基づく活動です。参加するかどうかは生徒自身が判断してください。
Q18:小学生ですが、今活動しているクラブは、中学生になっても活動できますか。	A18:同じ社会体育団体で中学生になっても継続して指導を受けられる場合があります。詳細は地域クラブの指導者に確認してください。

<p>Q19:地域移行になると、異なる中学校の生徒でも、同じ地域クラブで活動できるということですか。</p>	<p>A19:その通りです。チームとしての活動のため、中学校が違っていても一緒に活動できるようになります。</p>
<p>Q20:これまで、硬式野球やサッカーなど、クラブチームで活動していましたが、地域クラブへ参加しなければならないのでしょうか。</p>	<p>A20:クラブチームでの活動も、部活動の地域移行の一つの形態と考えています。地域クラブに参加するかどうかは個人の自由です。</p>
<p>Q21:1回申し込んだらその活動を続けなければならないのですか。</p>	<p>A21:活動してみても合わなければ、別の活動を選ぶことが可能です。地域クラブの代表者に相談し、必要な手続きを行ってください。</p>
<p>Q22:移行時期の生徒は部活動をどのように選択すれば良いですか。</p>	<p>A22:現在小学4年生(令和7年1月現在)は、中学校入学後、2年生の夏までは部活動に所属し、その後地域クラブの活動に参加することができます。また、活動団体の状況にもよりますが、小学生時に所属している団体が地域クラブへの登録を予定している場合は、中学生になっても部活動に入らずに、これまで取り組んできた活動を続けることもできます。地域クラブの活動団体の登録状況などについては、適宜情報を発信していきます。</p>
<p>Q23:生徒が地域クラブに参加するメリットは何ですか。</p>	<p>A23:地域クラブでは、校区を越えて子どもたちが自分の「やりたいこと」を選べる機会が広がります。これまで部活動にはなかった多様な活動にも参加でき、専門的な指導を受けられるクラブや楽しむことを主眼にしたクラブなど、子どもたちのニーズに応じて選択することができます。</p>
<p>Q24:地域クラブに参加しない生徒が不利益になることはないのですか。</p>	<p>A24:地域クラブへの参加は任意であり、参加しないことで不利益を被ることはありません。スポーツや文化芸術の地域クラブへの参加・不参加が学校生活に影響することはありません。</p>
<p>Q25:移行時期の生徒が困らないように配慮してもらえますか。</p>	<p>A25:令和10年度途中に部活動から地域クラブの活動に変わること、競技団体への登録や保険の手続きが必要になりますが、可能な限り柔軟に対応できるよう、関係団体と協議していきます。また、施設や設備などで部活動と競合しない活動については、令和10年9月よりも前から先行して実施し、できる限り生徒の選択肢を増やしていきたいと考えています。</p>

## 5.指導者について

Q. 質問	A. 答え
Q26:地域クラブの指導員はどのような方ですか	A26:教職員、市内の各競技活動の協会・連盟に所属する方など、地域クラブの指導に協力していただける方々をお願いすることを予定しています。
Q27:地域の指導者として、地域クラブの指導をしたいのですが、どうすればいいですか。	A27:地域クラブで指導を希望する場合は、各競技団体にお問い合わせください。教員の場合は、市教育委員会に兼職兼業の届出をし、承認を得る必要があります。
Q28:「指導者」に必要な資格の有無について教えていただきたいです。	A28:総合型地域スポーツクラブおよびスポーツ少年団については、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格(各競技の公認スポーツ指導者資格)やそれに準ずる資格が必要とされています。民間クラブについては、各クラブの規定によります。しかし、今後は責任の所在などを明確にするため、各競技団体の方針に基づき、有資格者が望ましいと考えています。
Q29:地域移行に伴い指導者不足は否めません。外部指導者の派遣について、どのように考えますか。	A29:市スポーツ協会傘下の各競技団体やスポーツ推進委員など、様々な方々と意見交換を行い、各専門部や学校(顧問含む)からの相談に乗っていただけるような仕組みを検討しています。今後も継続して、外部指導者の確保について各競技団体等と相談しながら取り組んでいきます。
Q30:今後、部活動指導員の活動についてはどのようになっていきますか。	A30:令和10年9月以降は、学校の先生方と同様な扱いになると考えています。部活動指導員としての身分ではなく、地域の指導者としての身分で指導していくこととなります。今後、部活動指導員については、国の方針も踏まえ、整理していく必要があります。

## 6.事故等の対応について

Q. 質問	A. 答え
Q31:地域クラブ活動中の事故は誰が対応するのですか	A31:地域クラブの活動主体は各活動団体となるため、事故等が発生した場合(施設・設備の不備等による場合を除く)、基本的には各活動団体が責任を負うこととなります。そのため、万が一の事故に備えて、参加する生徒だけでなくスタッフも原則として保険に加入することを推奨していきます。
Q32:保険についてはどのように考えますか。	A32:部活動であれば、災害救済給付制度(スポーツ振興センター)で補償されますが、地域での活動となると、スポーツ安全保険などの民間の保険制度を活用することとなります。生徒や指導者が怪我などをした場合に、十分な補償を受けられることが重要です。また、他人に怪我を負わせてしまった場合の個人賠償責任保険も含まれていることが望ましいです。
Q33:指導者として従事する場合、保険の加入は必要ですか。	A33:指導者についても、指導中の事故などが想定されるため、適切な保険に加入する必要があります。教員が兼職兼業で活動する場合でも、学校管理下の事故とはならないため、別途保険に加入する必要があります。指導内容や審判などの活動まで保障する内容であることが望ましく、参加生徒と同様に運営団体を通して加入することが適切だと考えます。

## 7.送迎・スクールバスについて

Q. 質問	A. 答え
Q34:部活動が地域の活動に移行する場合、現行どおりスクールバスを利用することは可能ですか。	A34:スクールバスについては、基本的には「学校教育活動の一環」として行われてきた部活動に対する支援としてのスクールバスであることから、地域活動となった場合、スクールバス対応は原則として認めないことになります。新たな増便や学校以外への送迎を目的としたスクールバスの対応については、予算や運行管理の関係上、難しい状況です。ただし、上記のとおり、国が示す地域改革期間（地域推進期間、改革実行期間）に限り、現行同様、活動拠点が学校となった場合にスクールバスの対応が可能かどうかや利用実績等を踏まえ、関係部局と調整していきたいと思います。
Q35:活動場所まではどうやって行けばいいのですか(送迎含む)	A35:基本的には、現地集合のため自転車(ヘルメット着用)、公共交通機関、保護者の責任で送迎をお願いすることになります。なお、これから活動拠点や活動時間帯等を決めて創設する地域クラブもあります。今後、国等の支援制度等の動向を注視し、送迎支援について必要に応じて関係機関と調整検討していきたいと思います。

## 8.施設設備等について

Q. 質問	A. 答え
Q36:練習場所の確保や、練習試合の組み方など、どのようにしていくべきですか。	A36:練習場所は地域クラブが中心となって確保します。学校や公共施設の利用も検討します。練習試合は地域クラブの指導者が調整する方向です。
Q37:部活動が地域移行となった場合、現行通りの全額免除になりますか。	A37:施設使用料の全額免除は継続を検討中です。
Q38:地域クラブでは、活動で使用する設備・器具・用具等はどうするのですか。	A38:学校やスポーツ施設等の設備を利用することができます。消耗品は各団体や個人で準備をお願いします。市では担い手強化応援補助金事業で R7 年度まで活動備品等の購入支援を行っています。当該制度の今後は、地域移行の進捗状況等を見極めながら、市としてどのような支援が必要なのか、意見等をいただきながら検討していきたいと思います。

## 9.文化部に関わる内容について

Q. 質問	A. 答え
Q39:文化部について、具体的な移行の仕方を示してほしい。	A39:文化庁がガイドラインを示しましたが、具体的な移行方法は現時点で未定です。また、文化部については、指導者不足、楽器輸送に係る経費や労力、会場施設や確保の問題など、課題を踏まえ、各連盟等と連携して進めます。

10.その他

Q. 質問	A. 答え
<p>Q40: 少子化の問題を考えた場合、部活動がそれぞれのクラブへそのまま移行したとしても、解決できないのではないのでしょうか。</p>	<p>A40: その通りです。今後は学区を超えた広範囲での活動が推奨され、地域団体への移行が進むと予想されます。受け皿となる団体への支援については、国の補助制度も含めて、検討していくことになります。</p>
<p>Q41: 今後、高校も同様に部活動改革がなされていきますか。</p>	<p>A41: 国は「まずは中学校の休日の活動から段階的に地域に移行していく」としています。今後高校についても、段階的に地域移行の改革が進む見込みです。</p>
<p>Q42: 現存する地域活動の情報をすでに知っている人、知らない人では選択の幅の公平さが欠けるのではないのでしょうか。</p>	<p>A42: 部活動毎に話し合いを設けることを依頼していきます。また市スポーツ協会や文化協会で説明会を予定しています。不明な点は、学校または教育委員会へお問い合わせください。</p> <p>学校部活動・・・学校教育課 (43-5231)  文化芸術活動・・・社会教育課 (43-5232)  スポーツ活動・・・スポーツ青少年課 (43-5234)</p>
<p>Q43: 現5・6年生を対象とした説明会はありますか。</p>	<p>A43: 教育委員会としての説明会の予定はありません。チラシで周知し、中学校における入学説明会(例年1月下旬から2月初旬の開催)で説明される予定です。</p>
<p>Q44: 地域クラブの活動に対する問い合わせ等の窓口は設置されますか。</p>	<p>A44: 地域クラブの活動に対する問い合わせは、直接、各地域クラブの代表者をお願いします。ただし、地域クラブに直接相談できないような内容については、基本的にメールで受付させていただき、各種目協会事務局等に確認のうえ返信することになります。ご返事については、時間等を要する場合がありますので、予めご了承ください。</p> <p>【メール問い合わせ先】  「南あわじ市ホームページ問合せフォーム」  <a href="https://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/index2.html">https://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/index2.html</a>  お急ぎの場合は、お手数ですが、担当部署へ電話でお問い合わせください。</p> <p>【電話連絡先】 学校部活動・・・学校教育課 (43-5231)  文化芸術活動・・・社会教育課 (43-5232)  スポーツ活動・・・スポーツ青少年課 (43-5234)</p>
<p>Q45: 地域移行のことよく分からない、地域住民への周知はどのようにされているのですか。</p>	<p>A45: 市広報誌やHPの周知に加え、学校関係者や対象の保護者への説明会にて、リーフレット配布など予定しています。</p>